

第十一節 治安・消防・防災

一 警察制度

(一) 藩政時代の概要

藩政時代の本島における刑法・治罪法および民事訴訟法について、島伊名重氏は「沖永良部島郷土史資料」で次のように述べている。

序 文

維新前に於ける本島の刑法治罪法及民事訴訟法に就ては不肖等の如き浅知薄識且つ未経験者の敢て知る所ではない。且又書類の参考に資するものもなければ当時其職に当りし人一人もないので、それこそ空中樓閣を描くが如く杳として雲を掴むが様な感じがしまして筆を投ずること再三でありましたが、先づ幸には一人の操学兄と文盲なるも当時の実際の事実に通せる老翁数氏に幾度となく反覆糾問研究したる結果恰も暗黒なる暗夜

を出て朦朧たる月夜の如くなるを得たれば聊か物して後の碩学法家を待たんとす同時に其道に明かなる世の博識多才の眼界に触れ叱責の榮を蒙らば何の幸か之に若かんや。

抑々維新前我が国に於て刑罰の最も峻厳苛酷なりしは、第百八代明正天皇の朝即ち三代將軍徳川家光の時代、耶蘇教禁止のための渡航禁止高札を長崎市に建て斬首、手裂、餓殺、火刑、磔刑等の法、発布せられし余流にてか本島の如きも随分と慘酷なる刑の執行もあつたそうに聞いてゐます。其一例を挙げますれば田皆村（村とは現在字と同じ以下準ず）の九人の斬首、根折の叔母殺し斬首、西見の継父殺の磔刑等其他逐一数ふるに違がない位である。

維新前に於ける刑法治罪法民事訴訟法の手続

(一) 維新前本島に於ても第百六代後陽成天皇の慶長十四年島津家久琉球国を御征伐してから八年目即ち第百七代の後水尾天皇の元和二年以来は現代の如く判検事の如き司法官あり即ち鹿児島藩庁より本島に遣す詰役の内代官の次に横目という役目ありて主に法律上の事を司り又当地の役人にも間切横目とて与人の次に居て一間切の一役所に二名づつ本島六名互論一名ありて刑の種類に依り各担任横目の職権内にて執行、命令及宣告を決定するものと又其職権内にて決定致し難き場合は夫々手続を経由して詰役の横目と立合協議の上、代官や与人に諮詢し刑の軽重に因り、一は当地にて刑罰の執行命令宣告を為すものと、又藩庁に伺出の上其命令を待て然る後に其宣告を朗読して聞かし

め然る後に執行すと、刑の執行前即ち藩庁より執行命令宣告の来るまで現代の未決監内は（其書類の到着までは）無論当地の牢屋に留置し執行の即日朗読して聞かして刑を執行す。又遠島人等の粗暴なる無頼漢にして手段の致し方なき者は改悛するまで牢屋に入れ置くこともある。因みに記す牢屋は現今の御倉浜（小学校南東の小浜）の稍西方に、斬首場は目下の「首斬俣」にて代官横目以下立会の上全島の見物人の中にて遠島人刀をとって斬首すと。

(二) 維新前本島に於ける刑罰の処分即ち執行命令宣告は個人なる被害者より其命令に制裁的に服従せしむるあり、又村（今の字）集会協議の上やはり制裁的に処分命令するあり、或は掟作見舞以上夫々の役人の職権内にて処分命令するもの多し、前述の如く当地の間切横目代官立会の上執行命令をなすものと、藩庁の命令を待ちて執行するものありと雖も多くは犯罪の種類と軽重に依り其担任役人の職権内にて命令処分す。左に其部類を大別せん。

- 一、各個人の執行命令若くは制裁的宣告に属する部
- 二、村内（字）集会協議の上制裁的に執行命令に属する部
- 三、作見舞、掟の職権内にて処分及執行命令に属する部
- 四、津口横目、目差、筆子之職権内にて命令執行に属する部
- 五、黍横目、山方横目の権限内に属する部
- 六、間切横目及与人之権限内に属する部

1、間切横目及び与人各部下の職権内にて決定致し難き場合

の申告

- 2、代官及話役の横目と立会協議する上に就いて
- 3、藩庁の執行命令を待ちて執行する方法に就いて

右六カ条についての種類・項目

一、個人の執行命令及制裁的宣告に属する部

- 1、諸作物を損害せられたるときの損害賠償に関する件
- 2、家宅侵入者捕獲の手続処分
- 3、窃盗犯者捕縛の処分方法に関する件
- 4、喧嘩口論及負傷又は殺害せられたる時の処分方法の件
- 5、其他其筋の命令を待ち得ざる場合の手段方法に関する件
- 二、村内（大字）集会協議の上の刑罰及執行命令に属する部
- 6、遠島人に関する社会的制裁
- 7、個人にて決定致し難き場合の諸作物の窃盗せられたる時の手続処分

8、民事上取引上に関し訴訟を受けたる時の執行命令

- 9、個人にて決定致し難き家宅若くは山林の竹木等窃盗せられたる時の手続及処分命令

10、土地境界に関する訴訟を受理したる時の命令処分

- 11、共有財産の山林に関する処分方法

12、諸上納怠りたる者あるときの制裁的方法

- 13、夫役老者里主（現在の使丁）に関する制裁的処分方法

三、佯作見舞の職権内にての制裁処分に属する部

- 14、佯は村民に於て諸税怠納者ある時は村民と共に協議の上

件

- 28、遠島人に対する処分の件

- 29、最大なる窃盗犯に関する件

- 30、其他藩庁の命令を待つこと能はざる時の執行命令宣告に

関する件

以下逐条其細目及種類を述べん

維新前の刑法治罪法並に民事訴訟法

(一) 個人の執行命令及宣言に属する部

- 第一条 牛馬其他家畜を逃がして甘庶穀類其他の諸作物を損害せしめたる時自ら謝りて詫を言うものは有恕することありと雖も、謝らずして被害者の親族又は村の十組に申出されたるに於ては第三者立会の上被害者は加害者に対し其損害を賠償せしむることを得。

- 第二条 人の住宅内に夜中又は昼間侵入したる者を捕へたる時は其女子姉妹を害せんとすると窃盗の嫌疑者たるとを問はず捕えたる時は叱責して事実を白状せしむ。若し白状せざるに於ては壇に縛りつけ翌日まで留置し改悛の情あるものは将来を訓誡するに止まるも人に因りては寺入して寺坊主を頼み入りて漸く和解することを得るも甚だしき者は遠村に流すことを得たりき。

- 第三条 窃盗者を夜中捕えたる時は現品の返附は勿論、庭木に縛りつけるも両手を後に取り結びおき即時又は翌朝村全部の集会をなさしめて其協議に任かすも又は其人一人の随意に内

「塞（フサグ）」（俗にウサン）

米麦砂糖其他諸税一切を以て上納せしむる件

- 15、佯は村民集会協議に与みする件

- 16、作見舞甘庶一切、其除草手入を怠りたる者に関する処分方法（但し本個条を二つに分けたり）

- 17、作見舞の従前水田及麦畑等の鋤耕上に関する件

- 四、津口横目及目差筆子の職権内に属する部

- 18、津口横目は船舶出入の届なく又手形を有せざるものの処分

- 19、今上流行病患者を船中にて発見したる時及其嫌疑者ある時の処分

- 20、禁止物品、密売品等船中にて発見したる時の処分

- 21、筆子は倉庫の管理上火の用心及倉庫内の物品の取扱上に関する処分

- 22、目差は人夫の過不足等計算上に関する件

- 五、山方横目及黍横目の職権内に属する部

- 23、山方横目は造林竹木の盗伐に関する件

- 24、今上植付方及保護上に関する件

- 25、黍横目は甘庶圃一切に関する件

- 26、水田並に溜池に関する件

- 六、与人、間切横目の職権内に於て執行命令及宣告する時に属する部

- 27、個人及部下の掛り役人より申告を受理したる時処分する

証に免許することあり。

- 第四条 過失に依り人を負傷せしめ又は殺害したる時は、過失なると故意に出でたる行為とを弁明し二人宛の詫び人、又は寺入して寺坊主を以て詫びたる場合は加害者自己の随意に宥赦することを得。

- ① 本条第一項の実例、明治三年三月三日節句の日、屋者村の宇津津の湊の内の泊に吉川、下平川、屋者連合して毒流を企てて其の毒流せし中を屋者の中里前間の長男「山原」と言うが游泳せしに、如何なる機（はずみ）にや、吉川の治右衛門「天良小」という者が全く大魚の游泳せると過りて魚突もりを腹に立て非常に當時を騒がしめたり。

- ② 本条第二項の実例、手々知名の或人が上平川の田芋田に田鶏の居るを見て発砲せしに豈に凶らんや人にて流罪に処せられたと。

- 第五条 喧嘩口論及過言よりして人を負傷せしめ殺害を加へ死に至らしめたる時は藩庁の命令を待たず其筋へ訴訟を提出すると同時に被害者の父兄家族及親族より加害者に対し其筋の命令を待たずして社会制裁的に切腹又は死を促がすことを得。

実例、皆川古里の婦人関係事件の如し。

- (二) 村内（今の大字）集会協議の上刑罰及執行命令に属する部

- 第六条 遠島人に対して不正行為をなしたる時は慎重の態度を

以て村民熟議の上、与人又は横目に申告するが通例なりしが字即ち村によりては協議決定の上擬馬をなさしめ両手と膝にて腹這はしめくつわを含ましめ其上に壮年の強力を載せ走らせて苦しむ。

第七条 各個人より村に甘蔗の首を切ったり諸作物を損害せられ又は窃盜せられたることを申出でられたる時は、村は直に十人組（とぐみ）又は五人組の組合を随意に組織せしめ、其組合に列ねつけられたる者ある場合は嫌疑者として、四方八方より集会の中にて諮問の矢を雨の如くに放ち若し夫にても曰かせざる時は直に家宅探索をなすことを得現品発見せられたる時は過米を出さしむる命令をなす。高倉盜とて高倉より穀類を盗みたる場合は罪の輕重に依り其筋へ申出づること。

第八条 各個人より米及砂糖等取引上に関し起訴せられたる時は掟、案内其外の村役人及び理窟家より被告者及原告の口振を聞き糾し然る上に「両側」といふ人（所謂今日の弁護士の如き者にて取引上の計算を為したり弁護をなす者）ありて証文上や計算上に関し又は其自己の依頼せられたる方の弁護をなす其の各々の弁ずる處を参考に資して掟以下村役人は執行命令を下す。

尚命令に服せざる者は間切横目及び与人へ申告すること。

第九条 個人の家宅若くは山林原野に於て窃盜せられたる時、加害者発見せられざる場合村に申出られたる時は第七条に同

(三) 掟作見舞の職権内之処分に関する部

第拾四条 掟は民事上の取引に関し各個人より申出られたる時は村会の協議に参与して村民と共に宜しきに随ひ決定して命令を下すことを得。

第拾五条 担当区域内の諸税金納者ある場合は余計ある者を以て無き者に互いに相補ひ「塞（うさし）」をなす等の手段をなす。第拾六条、甲、作見舞は自分の甘蔗を食へたる皮を、甘蔗園又は甘蔗庄搾場（クルマンド）に散乱したるを作見舞功才に見当る時は作主又は代理監督者を呼び其子供又は子弟の中より現在の犯罪者を出さしめ地上に跪かしめ叱責して将来を訓誡す。

乙、作見舞は甘蔗の挿付反別の丈量、除草及草葉見賦、正葉見賦の時の其筋よりの黍の検査札建等の注意を村役員と決定の上之を怠りたる者の処分をなすことを得（但し是を怠りたる者ある時に村役場に出して重石を負はしむ）。

第拾七条 作見舞は従前は水田及麦畑の手入より耕耘上の注意をなさしめ一般水田の水枯渴する旱魃の際には田地横目と謀り其筋の許可を得て雨乞をなすことを得たりと。

(四) 津口横目及目差筆子の職権内に属す部

第拾八条 津口横目は各要港の洋見番より通知のある時は直に出張して船舶の出入の届の有無、手形即ち旅行券を改めそれを怠りたる時は相当の処分をなし出港停止を命ずることを得。

じく十人組を組織せしめ其他の方法も全く同じ。

第拾九条 土地境界に関する訴訟を提出せられたる時は其道に明かなる人及び両側の立会人を立会せしめ実地検査せしめたる上掟、村役人数の可とする處に善と執行命令を下す。尚服従せざる時は田地横目を經由して間切横目及び与人に申し出て其執行命令にて決定す。

第拾壹条 村の共有山林より樹木の枝を盗まれ又盜伐せられ現行犯者を取押へたる場合には現品を没収し其上後日の盜伐を押へるまで其山林の保護を命じ樹木の多少に依り刑の輕重を論じ重き者は第廿三条の官有山同様の処分をなす。

第拾貳条 穀類砂糖及蘭筵、酒、芭蕉布、棕梠、鶏の羽根等に致るまで怠納すること能はず若し怠納者ある場合は村内にて相互に有る人の物を以て怠納者に貸して必らず上納せしむ之を俗に「塞（うさし）」といふ。太古上納のことを首斬御物（くびきりぐむち）という。

第拾參条 人夫（即現夫）夫役即ち老者、里主（今の使丁）男子拾五六才に至らば一ヶ月八、九日以上十二日まで御上の夫役とて奉公に仕役せらる（嘉永六年改革後は一ヶ年に十二日位）各村人員の多少に依り異れ共概して拾五六才に至らば村より命令して之を勤めしむ若し苦情を申出づる者あらば一ヶ年米何俵にても買はしめて御用を弁ずることを得、若し又男女十六才に至らば男は狩夫代米二升、女子は布代米六升といつて米を官へ上納せしむ。

第拾九条 津口横目は入港船舶の乗組員又は乗客に流行患者の嫌疑者又は其患者ある時は上陸禁止を命じ放逐を命ずることを得。此の外自己一人にて決定致し難き時は其筋に申告をなす。

第式拾条 津口横目は出入の船舶内に禁止物品及密売品等を積みたることを発見したる時は其船舶に碇泊を命じ其筋に申出て其処分を待つべきことの命令を下すことを得。

第式拾壹条 筆子（てんぐ）は船舶より卸されたる諸物品の保護上即盜難の防禦及倉庫取締上に関する一切の手續処分をなすことを得。

第式拾貳条 差司（おいびじゅう）は人夫に関する諸帳簿の計算過不足等一切の任務を果す可きこと。

(五) 山方横目及黍横目の職務内に属する部

第式拾參条 山方横目は官有山より竹木を盜伐したる者を山当りに現行犯押へられたる時は現品を没収し旦つぎの犯罪者の見當るまで其山全部の保護を命じ罪の輕重に依り懲役に服せしむることを得。

第式拾四条 造林、竹木の植付方及保護上に関し人夫を使用せしむることを得。

第式拾五条 黍横目は作見舞より申し出られたる田地及畑地の耕耘上に関する処分並に甘蔗一切に関しての処分方法をなすことを得。

第式拾六条 中古より黍横目と唱へども往古は田地横目と称へ

たり其頃は苗代田及本田且つ溜池の水に関する種々の執行命令は田地横目之をなすと云ふ。

(六) 与人間切横目の職権内に於て執行命令及宣告に属する部第式拾七条 個人及部下の掛り役員よりの申告を受理したる時には其意見を参照して執行命令を下す若し決定致し難き場合は詰役の横目と立会の上命令又は宣告を下すそれにてても決定致し難き場合は藩庁に上申して其命令を待つて処分す。

第式拾八条 遠島人の不正行為をなし良民を害したる時も第式拾七条に同じ。

第式拾九条 最大なる窃盗犯、御倉盗人等も第式拾七条に同じ。第参拾条 当地の与人詰役に於て藩庁の命令を待つこと能はず有罪と認めたる場合、即ち特別の場合には当地のみにて命令をなすことを得たるもの如し。

因に記す、仇打の如し、即ち皆川と古里事件の如し。

(二) 警察行政の変遷

藩政時代、警察や裁判所と同じ役目を持っていたのは、前述のとおりであるが、維新以後、明治初期における警察行政について、坂井友直氏は「沖永良部島史」で次のように述べている。

鹿児島県に於ては明治四年薩摩県と共に薩摩、大隅の二国を鹿児島県と定められ県に捕亡、捕亡長を置き鹿児島市六日町

に警察屯所を設置して捕賊防火の任に当らしめた之が本県警察制度の嚆矢である。明治六年四月県庁内に聴訴課なるものを設けて訴訟、裁判、処刑、捕亡等に関する事を掌らしめ更に同年四月捕亡、捕亡長を廃して見張、見張長を置き同年十二月之を廃して警部、巡査を置くやうになった。然るに明治十年西南の役が起り県令大山格之助氏以下殆んど免黜せられ同時に本県警部巡査も廃滅に帰した。

同年九月城山遂に陥落したので軍隊は撤去せられたが尚三州舎の蜂起を慮りて敗残の浪党鎮圧、県内秩序維持の爲め同戦役参加の警視庁警察隊を鹿児島市、外数箇所に駐屯せしめ警戒に当らしめた。明治十一年九月警察隊は引揚げ其代りに同年十月十五日より県庁内に警察課を設置し、同十二年五月之を警察本署と改め同十九年八月警察本部と改称し、更に同二十三年十月警察部に同三十八年四月第四部に改めしも同四十年七月に又警察部と改め以て今日に及んで居る。

大島郡に於ては明治十年八月六日警視庁三等少警部斎藤幸が警部一名巡査三十名を率ひ大島に出張し金久村百三十三番地押川義摩方を借家し大島警察出張所となし赤木名及古仁屋に其派出所を置き警察事務を執行し同年十月頃大島警視署と改称した。明治十一年十月本県に警察課を設置すると同時に名瀬村金久に大島警察署を設置す、此時警視庁出張員は全部帰還す、明治十五年四月亀津村亀津に徳之島分署を、明治十八年十二月西方村久慈に西方分署、喜界村赤連に喜界分署、和泊村和泊に沖

永良部分署を設置し、明治二十年一月に喜界分署並に沖永良部分署を廃して巡査派出所を置き、更に明治二十六年十二月沖永良部分署を、全三十二年一月に喜界分署を設置して巡査派出所を廃す。

而して大正十五年六月三日地方官々制改正に付古仁屋、徳之島、喜界、沖永良部の各警察分署廃止せられ全年七月一日各々警察署となった。

大正七年天城平土野に、全八年住用村西仲間及び笠利村赤木名、西方村湯湾に、大正十二年与論島に、昭和四年伊仙村鹿浦に各々巡査部長派出所を新設して居る。

(三) 沖永良部警察署の沿革

明治十年（一八七七）八月、和泊村和泊に大島警視出張所沖永良部派出所として創設され、警視庁警部山下兼道・巡査国島博ほか一名が本島に巡遣された。これが警官来島の始めである。明治十八年十二月大島警察署沖永良部分署と改称、同二十年一月分署が廃止されて、大島警察署巡査派出所となったが、同二十六年十二月再び大島警察署分署となり、大正十五年七月一日、沖永良部警察署に昇格、沖永良部および与論島を管轄した。

昭和二十年八月終戦となり、同二十一年二月奄美群島

は行政分離されて琉球政府の管下となり、沖永良部地区警察署と改名され、与論地区警察署は分離された。

昭和二十八年十二月二十五日奄美群島の本土復帰に伴い、国家地方警察沖永良部地区警察署と与論地区警察署となったが、昭和二十九年七月一日警察法改正により、与論地区警察署は廃止され、沖永良部地区警察署に統合、名称も沖永良部警察署と改称され現在に至っている。

(四) 庁舎の変遷

1 設立当初の庁舎

明治三十一年度に和泊村和泊石川平七〇七番地（現、瀬川操氏宅地、瀬川編物店）に新築。庁舎面積二十二坪玄関一坪五合、建築予算千八百九十二錢五厘で、県費で支出した。敷地坪数は二畝二十二歩で、全部沖永良部島民の寄附によるものである。

2 旧庁舎

前記庁舎は、年数も経過し風雨および虫害により腐朽破損、署員の増員に伴い庁舎と敷地も狭あいとなり、時代の変遷と共に不便となったため、大正十一年十二月十七日和泊字東風平五四四の一番地に新築移転した。

敷地面積	千二百五十五・六九平方メートル
庁舎面積	三百九・九一平方メートル
道場	四十七・九三平方メートル
車庫および單車車庫	四十九・一七平方メートル
総工費	九百十二万五千円

旧庁舎は、度重なる台風や白アリ被害のため補修を繰

2 大城巡查駐在所

3
国頭巡査駐在所

開始した。

(五) 派出所・駐在所の沿革

1
内城巡查駐在所

維持補修は、管内住民の奉仕に頼っていたが、昭和四十二年三月、現在地（敷地は町有地、国頭二九八番地の二）に県費で庁舎を建設して移転、現在に至っている。

(六) 巡査駐在所の名称・位置・受け持ち区域

沖永良部島警察署

単独勤務区		単 独 勤 務 区						共同勤務区		沖 永 良 部 島 警 察 署	
与論村足戸 巡查駐在所	与論村茶花 巡查駐在所	与論島 巡查部長派出所	知名村田 皆巡查駐在所	知名村 知名巡查駐在所	知名村上 立川巡查駐在所	和泊村内 城巡查駐在所	和泊村喜美留 巡查駐在所	署 所 在 地			派出所駐在所名
								第二区	第一区		区順
与論村足戸	与論村茶花	与論村足戸	知名村田 皆	知名村 知名	知名村上 立川	和泊村内 城	和泊村喜美留	警 察 署 内		位 置	
与論村足戸、麦屋、古里	与論村茶花、立長、那間		知名村徳時、島尻、正名、田貫 上城、下城	知名村黒貫、瀬利覚、知名、屋宇 母、大津勘	知名村余多、赤嶺、久志檢、上立川 川、屋敷、菅清良、下平川	和泊村玉城、皆川、古里、大城、 内城、瀬名、永嶺、後蘭、田金笠	和泊村西原、喜美留、国頭	和泊村手々知名、出花、畦布	和泊村和泊、和、根折	受 付 待 ち 町 村	

(七) 歴代署長の氏名・在任期間

(官職)	(氏名)	(在任期間)		
警部	鮫島貞治	自明治二六年二月二二日 至 〃 二八年一月九日	巡查部長	小田原平七 自明治三五年十月二三日 至 〃 三八年二月十日
同	石神 嘉	自明治二八年一月九日 至 〃 〃 七月一六日	同	市来助八郎 自明治三八年二月十日 至 〃 三九年十月十日
同	千田民之助	自明治二八年七月一六日 至 〃 〃 八月七日	警部補	堀 誠一 自明治四二年一月一九日 至 〃 四四年四月一三日
同	徳田昌幸	自明治二八年八月七日 至 〃 三〇年四月一日	同	松下栄蔵 自大正六年六月一二日 至 〃 八年九月三〇日
同	林 静治	自明治三〇年四月一日 至 〃 一二月七日	同	元 正熊 自大正八年九月三〇日 至 〃 一一年四月一七日
同	久米矢市	自明治三〇年一二月一七日 至 〃 三一年八月一九日	同	原田半次郎 自大正一一年四月一七日 至 〃 一三年二月六日
同	鬼丸壮次郎	自明治三一年八月一九日 至 〃 三三年三月六日	同	有馬休七 自大正一三年二月六日 至 〃 一五年七月一日
同	吉国 好	自明治三三年三月六日 至 〃 三五年十月二三日	同	下深迫勇吉 自大正一五年七月一日 至昭和二年八月一五日

同	徳永実治	自昭和二年八月一五日 至 〃 四年五月三〇日	同	下津 吉 自昭和一四年一月二二日 至 〃 一五年九月一七日
同	清藤蒼海	自昭和四年五月三〇日 至 〃 五年八月一五日	同	山口仲吉 自昭和一五年九月一七日 至 〃 一七年六月二七日
同	藤元藤兵衛	自昭和五年八月一五日 至 〃 七年一月一九日	同	水間才藏 自昭和一七年六月二七日 至 〃 一八年八月二三日
同	松元休七	自昭和七年一月一九日 至 〃 八年五月二三日	警部	西七兵衛 自昭和一八年八月二三日 至 〃 二二年十月
同	児玉繁雄	自昭和八年五月二三日 至 〃 十年二月二日	同	盛田純雄 自昭和二二年十月 至 〃 二三年四月九日
同	南 辰彦	自昭和十年二月二日 至 〃 一一年三月一四日	同	池上清雄 自昭和二三年四月九日 至 〃 二四年六月二七日
同	坂下宗太郎	自昭和一一年三月一四日 至 〃 一二年六月七日	同	栄 忠徳 自昭和二四年六月二七日 至 〃 二五年四月一四日
同	山内榮蔵	自昭和一二年六月七日 至 〃 一三年三月二六日	同	永田好光 自昭和二五年四月一四日 至 〃 二六年九月二日
同	長野實徳	自昭和一三年三月二六日 至 〃 一三年九月二二日	同	南 一喜 自昭和二六年九月二日 至 〃 二七年三月三一日
同	美戸善助	自昭和一三年九月二二日 至 〃 一四年一月二二日	同	森 道春 自昭和二七年三月三一日 至 〃 二九年一月二〇日

同	速永軍吉	自昭和二年一月二〇日 至〃 二年七月三十一日	同	瀨川清純	自昭和四年三月二日 至〃 四年二月一日
警視	大倉野政美	自昭和二年八月一日 至〃 三〇年六月三〇日	同	内田俊信	自昭和四年二月一日 至〃 四年二月十日
同	岩川源市	自昭和三〇年七月一日 至〃 三三年一月二二日	同	川添正辰	自昭和四年二月十日 至〃 五〇年一月二一日
同	梅木 初	自昭和三年一月二二日 至〃 三五年三月二一日	同	宮脇正市	自昭和五〇年一月二二日 至〃 五一年三月一四日
同	満枝義盛	自昭和三年三月二一日 至〃 三七年三月二〇日	同	原口育夫	自昭和五一年三月一五日 至〃 五二年四月三〇日
同	松田義盛	自昭和三年三月二〇日 至〃 三八年四月一六日	同	万膳兼重	自昭和五二年五月一日 至〃 五三年九月一日
同	福田光志	自昭和三年八月一六日 至〃 四〇年八月一六日	同	宮田 稔	自昭和五三年九月一日 至〃 五五年三月一日
同	中脇英幸	自昭和四〇年八月一六日 至〃 四二年二月二八日	同	池頭忠儀	自昭和五五年三月一日 至〃 五六年九月一日
同	松元忠高	自昭和四二年三月一日 至〃 四三年八月六日	同	井上満義	自昭和五六年九月一日 至〃 五八年三月一日
同	永野義光	自昭和四三年八月七日 至〃 四五年三月二日	同	犬童正清	自昭和五八年三月一日 至〃 五九年九月九日

同 原口敏男 自昭和五九年九月十日
至〃 現在

二 消防防災

(一) 和泊町消防の沿革

1 公設消防のできりまで

明治初期までの消防の在り方については、公式資料がなく詳しいことは分らないが、明治中期のころから統一された消防・防災活動が行われていたようである。

ア 和泊村大字自修組合規約

(島嶼町村制時代の和泊村内法より)

本組合は大字の秩序を維持し従前の弊害を改善して組合員相互の利便を増進するを以て目的とする。

第五節 風習

一、本組合の組合員（現在の字民）は常に良習美俗を斉し左の通り実行すべきものとす。

二、左の各項に違反する者は一回につき金貳拾銭の違約金を徴収し大字の費用に充てる。

- 1、不時の災難ある時は直に遭難場所に趣き救助すること。
- 2、火災の時は各戸共桶に在合せの用水を入れて遭難場所に赴くこと。
- 3、火災後の家造りは字において建築すること。

イ 火災予防に関する県訓令

明治四十三年三月十一日、鹿児島県告諭第一号をもって火災予防に関する訓令を発し、防火自衛の強化を図った。

ウ 防火活動

前記の自修組合規約および火災予防に関する訓令に基づいて、各字単位で区長が中心となり、字民総出で防火活動が行われ、各家庭には次の消火用具が備え付けられていた。

命綱・杭・はしご・タンク（ばけつ代用）・火たたき
この防火用具のうち、命綱・杭・火たたきは、家の床の間の裏に間口一尺・奥行き六尺ぐらいの保管庫を作つて納めておき、いつでも取り出して使用できるようにし、タンクは、満水状態にして防火態勢を備えていた。

これら用具の使用方法是、火元の風下の家にはしごを掛けて登り、屋根の上に杭を打ち込み、命綱をかけて体

をくりつけ、水をふくませた火たたきで消火活動をした。当時は木造かやぶきの燃えやすい家屋構造でこのような消火活動は決死の作業だった。

2 和泊村私設消防組

鹿児島県は、明治二十一年四月十八日県令第四四号をもって、消防組編成規則を制定して各市町村に一組、もしくは数組、あるいは数町村連合して一組を編成すべきことを規定している。一方、国においては、明治二十七年二月九日、勅令第十五号消防組規則が公布され、市町村負担による公設消防制度が正式に確立し、この規則によつて消防に対して法的根拠が与えられ、消防に対する指揮監督が警察にあることも明らかにされている。

明治二十七年五月七日、鹿児島県は消防組規則に準拠して、県令第三九号消防組規則施行細則を制定、消防体制の整備を図っているが、当時本村には、国や県の規則に基づく消防組は編成されていなかった。

しかし、国・県の施策等諸状況から消防組の設立気運が高まり、大正年代によりやく私設消防組が誕生したのである。

ア 和泊私設消防組

大正五年、和泊商店街が発達するにつれて、消防組織編成の意識が強まり、市来政興氏・尾辻藤助氏・前田喜恕氏・肥後徳二氏・大坪政熊氏ら青年層が中心となつて、組織委員会を作り、警察署長の指導のもと商店街および地域住民の協力を得て、和泊私設消防組が創設された。

同時に区域民の寄付金で、腕用ポンプ一台購入した。初代組頭に尾辻藤助氏が就任した。

(注) 当時組織は、県細則に「組頭一・小頭一・消防手三十二人を以て組織す」とあり、和泊私設消防組も、各店および区域の若者が組員となり編成された。

イ 玉城私設消防組

昭和三年、松元西美氏を組頭として玉城私設消防組が創設された。腕用ポンプ一台を区域民の寄附金で購入し、若者が組員となり活動した。

ウ 国頭私設消防組

昭和四年、池下沢元氏を組頭に国頭私設消防組が創設された。腕用ポンプ一台を区域民の寄附金で購入し、若者が組員となつて活躍した。

エ 和泊村私設婦人消防組

昭和四年十二月「漁村その他特別の事情がある地域では、女子消防組又は女子消防手を採用してもよい」との国の通達があり、これに基づき女子消防組または女子消防手が全国的に誕生することとなった。

和泊村産業組合婦人会は、昭和三年十二月結成以来、伊集院周国組合長の指導で飛躍的發展を遂げ著しい業績を挙げていたが、女子消防組の採用通達に基づいて、昭和六年、和泊村産業組合婦人会員を即「和泊村私設婦人消防組員」としても組織し、初代組頭に伊集院カネ氏、副組頭に名島スエ氏と川畑スエ氏を任命、全会員を婦人消防手とした。

昭和七年、和泊村婦人消防組規約を制定し、それぞれの役割分担を明確にして、組織の充実強化を図った。

和泊村私設婦人消防組規約

第一条 和泊村私設婦人消防組ト稱ス

第二条 火災の場合左記各項ニ依リ公設消防組ヲ補佐シ平常火災防止ニ努ムルヲ以テ目的トス

1、給 水

2、消防手其他負傷者ノ救護

3、罹災者ノ救護

第三條 本組員ハ和泊村産業組合婦人会員タルコト

第四條 本組合ヲ十八班ニ分チ各大字區域ヲ一班區域トシ左ノ名稱ヲ冠ス

和泊班	和泊字一圓
和泊班	和泊字一圓
喜美留班	喜美留字一圓
喜美留班	喜美留字一圓
國頭班	國頭字一圓
國頭班	國頭字一圓
西原班	西原字一圓
西原班	西原字一圓
出花班	出花字一圓
出花班	出花字一圓
畦布班	畦布字一圓
畦布班	畦布字一圓
根折班	根折字一圓
根折班	根折字一圓
玉城班	玉城字一圓
玉城班	玉城字一圓
内城班	内城字一圓
内城班	内城字一圓
大城班	大城字一圓
大城班	大城字一圓
皆川班	皆川字一圓
皆川班	皆川字一圓
古里班	古里字一圓
古里班	古里字一圓
後蘭班	後蘭字一圓
後蘭班	後蘭字一圓
田舎平班	田舎平字一圓
田舎平班	田舎平字一圓
永嶺班	永嶺字一圓
永嶺班	永嶺字一圓
瀬名班	瀬名字一圓
瀬名班	瀬名字一圓

第五條 各班ヲ更ニ九十四小組ニ分チ報効農事小組合區域ヲ一小组區域トシ該名稱ヲ附ス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

組 頭 一名 和泊村産業組合婦人會長ヲ以テ之ニ充ツ
副組 頭 二名 同上 副會長ヲ以テ之ニ充ツ
班 長 十八名 各字産業組合婦人會長ヲ以テ之ニ充ツ
副班 長 十八名 同上 副會長ヲ以テ之ニ充ツ
小 頭 九十四名 同上 小組合評議員ヲ以テ之ニ充ツ
給水掛 長 九十四名 同上 小組合幹事ヲ以テ之ニ充ツ
救護掛 長 十八名 同上 小組合副會長ヲ以テ兼任セシム
第七條 消防手ハ各班産業組合婦人會員婦人全部トシ之ヲ給水
掛ト救護掛ニ分ツ
第八條 組員ノ消防服ハ和泊村産業組合婦人會作業服ヲ兼用ス
ルモノトス
第九條 組員ハ火災ノ警報アリタルトキハ直ニ服裝ヲ整ヘ専用
ノ器共ヲ携帯シテ現場ヘ、現場不明ノ場合ハ警察署ヘ集合
シ各自小頭ノ指揮ヲ待ツコト 但自己小組内ニ火災アリタ
ル場合該組員及隣接小組員直チニ現場ニ参集消防ニ努ムル
コト
第十條 組員ノ服裝及携帯用品ハ別ニ之ヲ定ム
第十一條 役員ノ職務権限左ノ如シ
一、組頭ハ警察署長又ハ警察官吏ノ命ヲ受ケ組員ノ指揮
ヲナシ事務ヲ總理ス
一、副組頭ハ組頭ヲ補佐シ組頭事故アル場合ハ之ヲ代理
ス
一、班長ハ各受持班内ノ事務ヲ總理シ其ノ班内ニ火災ア
ル



産業婦人消防組員の制服姿



婦人消防組による腕用ポンプ操法訓練風影

一、救護掛長ハ救護掛ヲ指揮命令ス
第十二條 地域ノ都合ニ依リ數班聯合シテ消防ノ必要アル場合
ハ組頭ノ承諾ヲ得テ聯合班ヲ組織スルコトヲ得
第十三條 班ノ事情ニ依リ本規約以外ニ必要ト認メル事項ハ各
班協定事項トシテ各班ニ於テ協議決定シ組頭ノ承諾ヲ得ル
コト
第十四條 本規約ノ改廢ハ和泊村産業組合婦人會評議員會（會
長會）ニ於テ之ヲナシ警察署長ノ認可ヲ得ルモノトス

感謝状

和泊村私設婦人消防組
昭和十年陸軍特別大演習海軍特別演習且ニ地方行幸ニ際シ
協力一致奉公ノ至誠ヲ捧ケ警備警備ニ援助シタルハ感謝ニ
堪ヘス仍テ茲ニ謝意ヲ表ス
昭和十年十一月三十日
鹿兒島縣知事 從四位 早川 三郎
勳四等

褒状

婦人消防服
和泊村産業組合婦人會
最優等賞
右者岡山縣高梁高等技藝女學校創立第○周年記念開設ノ家
庭博覽會ニ於テ前記ノ出品ニ對シ審査ノ結果其成績最優等
ト認メ茲ニ褒状ヲ授與ス
昭和十年十一月三日
岡山縣高梁家庭博覽會長 從六位 金岡 助九郎
勳六等

リタル場合ハ組頭代理ヲナシ小頭及掛長ヲ指揮命令シ
應急措置スルモノトス
一、副班長ハ班長ヲ補佐シ班長事故アル場合ハ之ヲ代理
ス
一、小頭ハ其ノ受持小組内ノ消防手ヲ指揮監督ス
一、給水掛長ハ給水掛ヲ指揮命令ス

3 和泊村公設消防組

昭和七年、和泊・玉城・国頭の各私設消防組は和泊村
公設消防組として發足、和泊（手々知名を含む）組頭以
下五十名・玉城四十名・国頭四十名、合計百三十名で編
成した。初代団長に肥後徳二氏が任命され、各組頭は次
のとおり。和泊消防組組頭肥後徳二・玉城消防組組頭松
元西美・国頭消防組組頭池下沢元

4 和泊村警防団

昭和十四年四月一日勅令により警防団令が施行され
た。同日付けで、和泊村消防組を和泊村警防団と改称し
て新体制を確立した。

顧問	伊集院周国	和泊校区団長	肥後徳二
初代団長	沖 元成	大城校区団長	伊集院勇
		国頭校区団長	川間富安
		内城校区団長	村山大業

警防団は、知事の監督を受け警察署長の指揮に従って
行動し、軍や警察に協力して防空・消防の業務を行った。
具体的業務は、軍の防衛に即応して行う警報伝達・灯火
管制・消防・消毒・避難・救護などの業務のほか、平時
には水・火災の予防鎮圧、天災地変等の警戒警備に当た

る。特に、米軍の沖縄本土上陸以降は、越山の陣地構築・避難訓練・竹槍訓練・消夷弾の消火訓練指導など、終戦に至るまで幅広い警防団活動を行ったが、昭和二十三年三月解散した。

5 和泊町消防団

ア 米国軍政下に消防団誕生

昭和二十三年四月、米国軍政下、青壮年があつまつて、新しい和泊町消防団を組織した。しかし、戦後の物資不足時代に加えて町の財政力が乏しく、消防機材の整備更新は至難の状況であつた。

イ 機材の整備

警防団時代の腕用ポンプ・ホースはほとんど使用不能の状態であり、これを年次的に修理して使用した。

○消防ポンプ車の配備

米国民政府は、沖縄・奄美各島の消防機材が貧弱なため、ガリオア資金で消防ポンプ車を日本から購入し、各町村に無償で配備したが、本町は昭和二十五年三月第一回目に一台の配備を受けた。その後可搬動力ポンプ（三・五馬力）一台が配備され、消防機械化への布石を作った。

ウ 自治体消防団の誕生

○歴代消防団長、副団長

初代団長	森枝川弘	昭和23年4月1日～	(8年)
〃 副団長	川辺隆義	〃 31年3月31日	
二代団長	福崎秀頼	昭和31年4月1日～	(1年)
〃 副団長	町田実孝	〃 32年3月31日	

消防業務が幅広く量も加わり、一段と広範に及ぶようになったので、団の機能を強化するため、昭和三十二年より副団長を二人制とする。

三代団長 脇田清太郎(昭和32年4月～45年4月)

〃 副団長 田原義照 (昭和32年4月～51年3月)

森 喜一 (昭和32年4月～45年4月)

四代団長 森 喜一 (昭和45年5月～現在に至る)

〃 副団長 徳永隆生(昭和45年5月～54年3月退任)

宮内為明 (昭和51年4月より現在在任中)

副団長 前 浜重 (昭和54年4月より現在在任中)

○分団の編成と団員数

消防団の組織編成は、小学校校区割りを原則とするも各集落間の遠近、道路交通網の利便性等を考慮して当初七分団制としたが、町内の道路網が各種事業によつて著しい発達を遂げ、また消防機材・防火施設も整備されたの

昭和二十八年十二月二十五日悲願の祖国復帰を果たし、消防行政も軍政下の琉球政府行政から日本行政に移行して消防組織法・消防法の適用を受けることとなり、ことに自治体消防として新しく和泊町消防団が発足した。

消防組織法は、昭和二十三年七月制定され、消防は、警察制度より分離して地方自治の本旨に基づいて市町村消防を建前とし、市町村において任務の独立と責任を有し、消防事務を処理するため消防本部・消防署又は消防団の全部または一部を条例の制定により設置する事とし、その管理は市町村長が統括すると規定されており、この法に基づいて和泊町消防条例を制定するとともに、団員の身分も保障された。

○条例・規則の制定

昭和二十九年四月 和泊町消防条例

昭和三十年四月 和泊町消防団員公務災害補償審査会

規則

昭和三十九年八月 非常勤消防団員に係る退職補償等の

支給に関する条例

昭和四十一年九月 和泊町消防団員等公務災害補償条例

で、昭和四十九年度より内城小学校校区を一分団に統一して、六分団制とした。同様な趣旨によつて、団員の定数も条例を改正して漸次縮減し、当初百七十一人から百五十三人となり、現在は定数、現員共に百人である。

第一分団 和泊・手々知名・喜美留・上手々知名・出花・伊延 (26人)

第二分団 和・畦布 (13人)

第三分団 国頭・西原 (15人)

第四分団 玉城・根折 (15人)

第五分団 大城・皆川・古里 (10人)

第六分団 内城・上内城・後蘭・谷山・瀬名・永嶺・

仁志 (18人)

○歴代分団長

第一分団長 第二分団長 第三分団長 第四分団長

初代 喜坂義忠 山元建樹 脇田清太郎 松本西美

2代 高瀬俊一 前 浜重 末川寅吉 島田浦島

3代 大山信孝 皆川浅雄(現) 宮内為明 玉松常信

4代 川添貞雄(現) 山下実(現) 伊井秀吉

5代 伊村 繁(現)

第五分団長 第六分団長 第七分団長

初代 徳永末吉 芋高才三 池村清秀 第六分団に

2代 徳永隆生 内山富秀 瀬川純一 統合さる。

3代 美野建志(現) 高田芳男

4代 中村徳男

5代 伊地知進(現)

○消防車等の配備状況

和泊役場、水そう付消防ポンプ自動車 一台

小型消防ポンプ自動車 一台

小型動力ポンプ付水そう自動車 一台

国頭校区、昭和四十八年、国頭公民館北側に車庫を建設し、水そう付消防ポンプ自動車一台配置する。

大城校区、昭和四十九年、玉城公民館前に車庫を建設し

水そう付消防ポンプ自動車一台配置す。

内城校区、昭和五十八年、永嶺公民館北側に車庫を建設し、水そう付消防ポンプ自動車一台配置す。

国の政令指定を受け、同日付けで沖永良部与論地区消防組合消防本部を発足させ、和泊町体育館の一室をその仮事務所として借用し、庁舎の建築・消防施設の整備をすすめ、同年十月一日沖永良部に消防本部・消防本署、与論にその分遣所を設置し、本格的な消防業務を開始した。

なお、その業務をつかさどる消防職員にあつては、四月一日付けで初代消防長に県消防防災課から辻三郎氏を招へい、総務課長に和泊町から松下元文氏、署長に知名町から村田辰哲氏、与論分遣所長には与論出身者で東京消防庁勤務の平田宗孝氏を任命、また庶務係として知名町から先間政美氏をそれぞれ起用し、業務開始の準備作業を行った。他の隊員にあつては同年二月に一般の応募者百二十八人の中から試験により二十三人を採用、四月に県消防学校に初任科教育のため入校させ、九月末日、六カ月の課程を卒業するのを待って、それぞれの部署に配置した。

さらに六十年四月から三名増員し、現在職員定数三十一名。

(二) 常備消防の設置

1 消防組合設立までの経緯

社会経済の発展に伴い、離島住民の生活様式も一段と都市化が進み、特に当地区は春から夏にかけて南国特有の観光地として全国から多くの人々が訪れている。

したがって、旅館・ホテル等の防火対象物の増加による火災予防体制の強化は急務となり、また交通事故や救急患者の発生は年々増加の傾向にあつて、もはや非常備体制では対応できない状況となり、和泊町・知名町・与

論町の各町議会においても

町民の強い要望にこたえ、

これを三町で共同処理する

ことを議決、昭和五十七年

五月広域消防推進協議会が

発足し、和泊町役場内にそ

の事務所を設置、昭和五十

八年二月には、沖永良部与

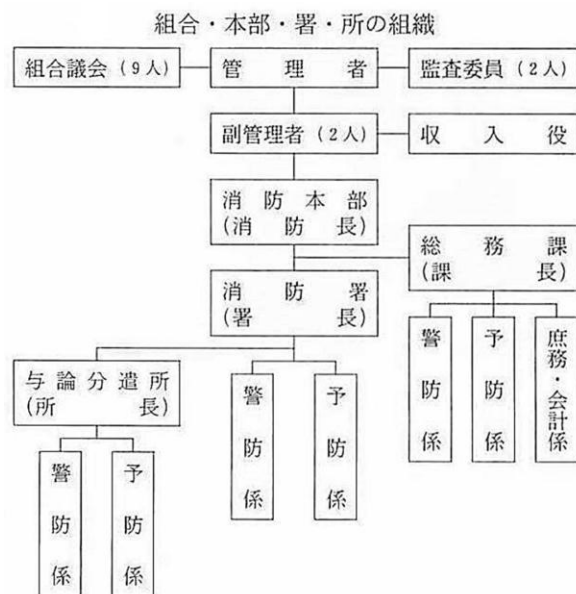
論地区消防組合として知事

の認可を得、同年四月一日、



沖永良部与論地区消防組合

2 消防組合・消防本部(署・所)の組織



3 施設の概要

(昭和六十年八月現在)

施設	本部・署	与論分遣所
所在地	知名町余多 1319 番地	与論町茶花 1190 番地
敷地面積	6, 164. 12 m ²	3, 544. 05 m ²
建物	鉄筋 2 階建(塔屋 2 階)・訓練塔	鉄筋 2 階建(塔屋 2 階)
消防無線	基地局 1 局	基地局 1 局
	中継局 1 局	中継局 1 局
	陸上移動局 6 局	陸上移動局 4 局
	携帯局 3 局	携帯局 3 局
	遠隔制御装置(役場無線)	遠隔制御装置(役場無線)
車両	消防車 2 台	消防車 1 台
	急救車 2 台	急救車 2 台
	指令車 1 台	指令車 1 台
	査察車 1 台	
119 番回線数	2 回線	1 回線

(三) 防災

1 和泊町防災行政無線の設置

奄美大島は日本を襲う台風の最前線であり、毎年数個

の台風が襲来し、家屋・農産物・道路・港湾等に大きな災害を受けてきた。

本島の最近における災害は、昭和五十一年九月の台風十七号、昭和五十二年九月九日の台風九号(沖永良部台風)と相次いでみどりの大型台風に見舞われ、家屋や公共施設・農作物は壊滅的な災害を被った。

このような大災害となった原因は、台風の規模が観測史上まれにみる大型であったことと情報の伝達遅れがあげられる。名瀬測候所や沖永良部測候所で観測、予報業務を行っているが、その情報を住民に伝達する機能は十分でなかった。



町内全域に無線放送

本町では、これら災害の予防と住民へ各種情報を提供する施設として、昭和五十四年に和泊町防災行政無線を設置して、防災対策と意識の高揚および各種情報の伝達が行われている。

2 九月九日「和泊町防災の日」を設定

昭和五十二年九月九日、突如として襲来した台風九号は、みどりの被害をもたらしたので、このような被害を再度繰り返すことのないようその教訓を想起し、後世に伝承するため、和泊町防災条例を制定し、九月九日を防災の日と指定した。

3 和泊町防災条例

○和泊町防災条例(昭和五十四年三月二十二日条例第九号) 沖永良部島は、昭和五十二年九月九日突如として襲来した台風九号(以下「沖永良部台風」という。)により町内全住宅の八十パーセント以上に及ぶ前古未曾有の被害を被り、その復興のため多数の町民が多額の負債を蒙る結果となった。

近年、和泊町の建築物は台風及び地震等による災害(以下「災害」という。)を被らなかつたことと建築様式の近代化により多層化又は開放的な構造となり、また、祖先が築いた防風垣の除去等、過去における歴史的教訓を軽視する傾向を生じ、災害に対する防備が十分でなかつたことが指摘される。

(目的)

第一条 この条例は、町と町民が一体となつて、その英知と技術と努力を結集し、災害による被害を未然に防止し、町民の生命及び財産の被害を最少限にいとめるとともに町民の防災意識の高揚と自主自立の精神を助長して、農かで明るく平

和な町の建設に資することを目的とする。

(防災の日の指定)

第二条 和泊町防災の日は、毎年九月九日とする。

二 町長及び町民は、沖永良部台風の悲惨な被害を再度繰り返すことのないようにあらゆる機会を通じてその教訓を想起し、後世に伝承するよう努めるものとする。

(町の責務)

第三条 町長は、あらゆる施策を通じて町民の生命及び財産を災害から保護し、その安全の確保に努めなければならない。

二 町長は、沖永良部台風被害による経済的負担の償還が完全に達成されるよう指導しなければならない。

三 町長は、第一項の目的を達成するため和泊町防災会議条例(昭和三十八年条例第八号) 第二条第一号の規定に基づき和泊町地域防災計画(以下「防災計画」という。)の内容の補充に努めその推進を図らなければならない。

四 町長は、前項防災計画の内容の補充及び実施については、町民の意見を聞くことに努め、これを施策に反映するようにしなければならない。

(町民に対する指導助言)

第四条 町長は、災害の防止に関する事業(以下「防災事業」という。)の実施にあつては、町民の協力を求めるとともに町民が行う災害防止のための自主的活動に対し、積極的に指導助言を行なわなければならない。

(他の地方公共団体等との協力)

第五条 町長は、防災計画、防災事業等の実施にあたり他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要であると認めるときは当該団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

(町民の責務)

第六条 町民は、災害を防止するため相互に協力するとともに、町が行う防災事業に協力し、町民全体の生命及び財産の安全確保に努めなければならない。

(耐風圧性、耐震性耐火性等の配慮)

第七条 町民は、建築物その他の工作物を建設するときは災害を防止するため、関係法規の遵守はもとより指導基準を守る等耐風圧性、耐震性耐火性及び水害等について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第八条 各種事業者は、町長その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに事業活動にあたってはその社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払わなければならない。

(設計者等の責務)

第九条 設計者又は工事施行者は、建築物その他の工作物を設計し又は施行するにあたっては災害を防止するため耐風圧



倒壊家屋



一夜明けた和泊商店街



早速駆けつけた自衛隊



和泊中学校体育館

性、耐震性耐火性及び水害等について十分配慮しなければならない。

(防災措置の勧告)

第十条 町長は、建築物その他の工作物の倒壊飛散等災害が生じ、又は災害の拡大のおそれがあると認めるときは、当該建築物その他の工作物、土地又は土石、竹木その他の物件の所有者、管理者又は占有者に対して防災措置をとることを勧告することができる。

(町民等による監視)

第十一条 町民は、地域の安全性について監視し、災害に対して危険性のあるものについて、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 沖永良部台風

ア、超大型の台風第九号は、昭和五十二年九月九日午後十一時ごろ沖永良部島を直撃し、島の民家約五千戸のうち八割が全半壊などなんらかの被害を受け、また公共施設・農作物に至るまで大被害を受けた。最低気圧は二十二時五十分九〇七・三ミリバールを記録し、

日本観測史上最低の値となった。

イ、この世の物とも思われない恐ろしい台風が去り、一夜明ければ島は変わり果てた壊滅状態であった。どの家もトタンははぎ取られ、屋根ごと吹き飛ばされたり、家は傾き、あるいは倒れ、木造の家は言うに及ばずコンクリートの家も窓はめちゃめちゃにやられ、鉄骨建ての大きな建物も押しつぶされ、被害のない家は一軒も見あたらなかった。商店街はじめ道路という道路は吹きとんだトタンや板切れ・看板などがうず高く積もり、電柱が倒れ電線がたれさがり、折れ倒れた木々が道をふさぎ、危険この上なく交通はまったく不能な状態であった。風速七十メートルに堪えるように設計された役場の無線塔や、風速八十メートルまで大丈夫と言われていた警察署の鉄塔も折れまがり、四月に完成したばかりの町民体育館も窓ガラスが割られ、屋根がめくられ台風の驚異的な破壊力の前には、町民が永年かかって築き上げた財産も一瞬のうちに吹き飛ばされてしまった。和泊町二千六百八十六世帯のうち八十八パーセントにあたる二千百十三世帯が被害をうけ、重軽傷者百名を出し、誰もが変わり果てた自分の家の前

でぼう然とし、また前年の十七号台風とダブルパンチを受けた人たちも多く、せつかく新築した家や、多額の借金で建てた家が破壊され、なんと慰めようもなかった。水はなく電気もない、また電話は不通、天気もその後荒れ、雨もよく降り、家の中は吹きさらし雨さらし、船は何日も接岸せず、復旧資材はおりず、被害総額九十億余円の大被害を前にしては、平和で美しかったこの沖永良部島も二度と立ち直ることができないのではと懸念された。

ウ、沖永良部台風災害復旧促進委員会を中心に、全町民が総力を結集して災害復旧に立ち上がった。

エ、みぞうの被害に対し、県知事をはじめ多くの調査団・報道関係者が来島し、うちひしがれた島民を慰問した。マスコミの方々の活躍で、被害状況の的確な報道がなされ、電話不通で安否を気遣う島外在住者も情報を得ることができた。また被災者の救援も広く全国に呼びかけられ、北は北海道から南は沖縄まで愛の手が私たち島民に差し延べられ復興の活力となった。

オ、対策本部は、被害調査をおえた後、ただちに救助活動にうつり、自力で家を再建できない人・老人世帯・

母子世帯を対象に、全壊世帯には応急仮設住宅（プレハブ住宅―家族数に応じて、六坪・八坪・十坪の三種類）二百戸を建設し、また半壊の二百二世帯に一戸平均十五万三千円を応急修理費として助成した。全壊・半壊の世帯には、毛布・マットレス・タオルケット・掛布団・洗剤等の日用品等を配布し、教科書をなくした児童・生徒五百二名に教科書を配給し、さらに六百七十三名にノート・鉛筆等の学用品を支給した。また重軽傷者八十二名に医療費等を助成し、被災者の救助活動に全力を尽くした。

力、壊滅的な打撃を受け、無きずの家は一軒もない状態の中で大工は確保できず、復旧は自分の腕だけが頼り、隣近所助け合って応急修理にかかったが、長期間にわたる悪天候のため船が接岸できず、建材店には資材を手に入れようとする人たちが長い列をなし、トタンやタルキは瞬く間に売り切れ、釘さえも底をつく状態で、心配して駆けつけた本土在住の島内出身者は、釘や大工道具等を持参して帰り、にわか大工に早がわりした。住宅金融公庫から災害復興住宅資金を長期で借り入れ島始まって以来の建築ブームとなり、島の大工だけで

は間にあわず、島外からも多くの建築会社が入ってきた。

キ、九月十五日午前五時水道が復旧した。

ク、九月二十一日電気が復旧した。

ケ、十月十日電話が復旧した。（工事人延べ二千六百余名コ、災害復旧作業、島外からの応援。

○自衛隊 二百九十一名

○職業訓練校生徒――二十名――十五日間

○建設大学産業開発青年隊 延七百七十五名